（　石井　通春　議員　２－２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　令和　５年　　月　　日　　　　　時　　分受理 | 受付順位 |  |
| 発言順位 |  |
| **発　　言　　通　　告　　書**　　藤枝市議会議長　　山根　一様　　　　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　　　９番　石井通春　㊞　　次のとおり通知します。 |
| 発言の種類 | 代表質問　　　一般質問　　　緊急質問 |
| １：標　題 | 河川の草刈り、事実上の重労働の強制の改善を　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） |
| 河川の草刈りは、管理者である行政の責任で行うべきという視点で昨9月議会質問した。が、その後も市民から相次いで重労働で参加できない旨の相談を受けている。　前議会で主な到達点は、　１：増額された（900万から2000万）自治会への交付金の使途は、これまでほぼ機械購入費に充てられていたものを、草刈り業者への作業委託の負担も可能である事。増額だけでは解決につながらないので、実施困難な場所については行政による実施への切り替えが可能という周知をする。　２：回覧板での参加確認など、事実上の強制となっている実態については、町内会と県と市からなる「藤枝市河川環境保全対策協議会」で若い人など新たな組織などによる実施等協議する。　しかし、実際は、今年も去年同様ほとんど変わらず、状況の変化に至っていない。特に、夏場の実施、出不足料の徴収など、重労働と事実上の強制参加への不満が強い。　改めて、管理者は行政であるという視点に立ち、状況の改善を進めていくべき問題ではないか。 |